

最高裁秘書第379号

平成31年1月30日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

1月4日付け（同月7日受付，最高裁秘書第35号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「検察起案作成上の注意点」と題する文書（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

検察起案作成上の注意点

検察教官室

第1 公訴事実（又は不起訴裁定書の事実）について

1 犯罪の日時について

できる限り特定して記載することを要するが、一定の幅が生じることがやむを得ない場合があるので、「〇年〇月〇日午後〇時〇分頃」などと漢字で「頃」を付記する。証拠関係によっては「〇年〇月〇日頃」、「〇年〇月上旬頃」など、幅をもたせた特定しかできない場合もあり得る。

2 犯罪の場所について

道府県名は、道府県庁所在地及び政令指定都市につき、その記載を省略することができる。

3 犯罪の客体について

被害者は、氏名を記載することにより特定し、特にそれが意味をもつ場合を除いてその職業、肩書き等を記載しない。

生命・身体等に関する罪、恐喝罪、強盗罪等、被害者の年齢が意味をもつ場合には、被害者の年齢を「（当時〇〇歳）」と記載する。

4 犯罪の手段、方法について

凶器等を特定して記載するが、それが押収されている場合であっても、領置番号（符号）などの記載は、不要である。凶器等の正式な名称や個数の表記等については、押収関係書類により確認する。

5 犯罪の行為、結果等について

実行行為と結果を簡潔に記載し、かつ、「よって」という文言などを用いて、その因果関係を明らかにする。

6 公訴事実の罪名が複数の場合について

検察講義案 86 頁を参照すること。

第2 罪名について

罪名は、原則として、検察講義案付録 233 頁以下の罪名表に記載されている「実務で使用されている罪名」を用いる。

第3 求刑（又は裁定主文）について

1 起訴を選択した場合、起訴時における求刑を決定し、公訴事実、罪名及び罰条に引き続き記載する。

2 求刑は、被告人ごとに決定し、刑名を明確にした上で（懲役・禁錮、罰金・科料の区別を明らかにする。）、刑期、金額を明示する。

3 没収は、対象物を品名と数量で特定するなどし、特定のために必要な場合を除いて領置番号（符号）を記載しない。追徴は、価額を明示する。没収・追徴を求刑する場合は、その要件を満たすことを明示する。

4 その他求刑に関しては、検察講義案 176 頁及び 177 頁を参照すること。

5 不起訴を選択した場合、罪名及び裁定主文を事実引き続き記載する。

以 上